

國第  
十  
回  
參議院經濟安定委員會會議錄第六號

昭和二十六年三月十九日(月曜日)午前  
十時五十一分開会

## 委員の異動

三月十四日奉貞元君は、貞宗君を仕り、  
き、その補欠として三輪貞治君を議長  
において指名した。

本日の会議に付した事件

- 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 法律案(内閣送付)
- 外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(佐々木良作君) それでは委員会を開会いたします。

前回は調査事件として物調査法の事前説明を政府から聞いたわけですが、それに統して派遣議員の報告を聞いて、三番目に今国会における本委員会の運営につきまして、国土調査法関係の連合委員会を開くことや、それから調査事件に食糧需給計画の審議をするとか、それからアメリカ経済の事情を聞くとか、その他三月末までの日程につきまして御相談申上げたわけ

本日の議題としましては、正式提案になりました物調法改正関係、それから外資に関する法律改正の関係、それから外為委員会の改正法案の三本の提案説明を逐次聞いて、時間がありますから質疑に入りたいと思います。最初に臨時物資需給調整法の一部を改正する

法律案の提案説明をお願いいたしました。

ものであります。

り、且つ、国際收支の均衡を維持して  
行くために、国内における資本蓄積の

の諸情勢から見て、これら制度による制限は、漸次これを緩和すべき時期に

○政府委員(小室柳太君) 只今議題となりました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の提案理由について説明申上げます。

この法律案は、最近における内外の

整法運用の従来の経験に鑑みまして、本法の運用に当つては、広く民間の学識経験者の意見を求める必要が痛感されますので、経済安定本部の諮問機関

促進と並んで、民間外資の導入が一層促進されることが極めて必要であることは、改めて申すまでもありません。政府は昨年外資に関する法律を制定いたしまして、民間外資導入を促進する

立ち到つたと認められるのであります。よつてこの際、外資導入をますます促進するため、外国投資家の株式取得に關する右の制限を緩和することとした次第であります。即ち

経済情勢の推移に対応するため、臨時物資需給調整法の一部を改正せんとするものであります。その主要な改正点は、次の通りであります。

第一に、同法の有効期間を1年間延長することとあります。国内生産の順調な回復と輸入の進捗に伴い、最近まで多くの物資について逐次統制の緩和

として、物資需給調整審議会を設置し、同法の民主的な運営に資したい考えであります。

第三に、同法に基く主務大臣の権限を縮小することであります。即ち産業の振興回復に伴いまして、不必要となつた主務大臣の命令権限の範囲をこの際、可及的に縮小いたしまして、同法

ために、外資導入と、これに伴う海外送金に関する我が国の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定めたのであります。この法律は、御承知のように、本邦に投下された外国資本に伴つて生ずる元本果実の海外送金の保障措置を設けることを骨子としたものでありますが、制定

新たに発行せられる株式の取得につきましては、配当金の海外送金を保障する必要のな、場合には、認可を要せず、外資委員会に届出れば足りるものとし、又、既存の株式の取得につきましては、依然、認可制度を探ることとしたのであります。が、その取得が外貨又は外貨と同等の価値のあるものを対

を実施して参つたのでありますか、現在なお同法に基いて生産資材二十五品目、消費物資八項目の配給統制が残存しております。政府としましては、今後も需給の緩和した物資については極力これが統制を解除して行く方針ではありますが、これらの物資の中には、今にわかに統制の廃止を行うことの困難なものも相当ある状況であります。のみならず、変転する世界経済の推移から見て、今後の物資の需給事情にかかる見地が生ずることも予想せざるを得ないものであります。勿論政府といつしましては、生産の増加、輸入の促進

の円滑なる運用を図りたいと考えるものであります。

本法案の主たる内容は、以上申上げた通りであります。何とぞ速かに御審議のほどお願いする次第であります。

日本経済の自立、発展及び国際取引の改善に寄与するものに限つて投下を認めることとしたのであります。殊に、資金的投資のうちで、外国投資家による既存の株式の取得につきましては、当時株価が異常に低かつた事情を考慮いたしまして、その取得が、外国投資家の投資計画の一部であり、且つ、その取得の対価が外貨又は外貨と同等の価値のあるものによつて行われる場合に限り、認められることとなつてゐる

価として行われる場合には、その取得が投資計画の一部でない場合でも認可し得ることと改めたのであります。なお、これらの措置と共に、外国資本が日本国内で強制的に収用又は買収された場合における補償金の海外送金の手続を明確にし、又、衡平の見地から外資に関する法律の制定以前に外国人の財産取扱いに関する政令の規定に基き、外資委員会の認可を受けて外国人が取得した株式についても、配当金の海外送金を保障する途を拓くことが必要であると思われますので、これら株式について再審査し、外資に関する法

進等により物資需給の緩和、国民生活の安定確保に銳意努力を続ける所存であります。が、かかる内外経済状勢の推移に対処して経済の安定確保に遺憾な動きを期するため、本年四月一日に失効する臨時物資需給調整法の効力をなお一ヵ年間延長することが適当と考える。

○外資に関する法律の一部改正法案の提案説明をお願いいたします。

○政府委員(小塙柳多君) 只今議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を御説明いたします。

○日本経済の自立と健全な発展を図

のであります。併しながら外資に関する法律の第二条にも明らかにされてい  
る通り、わが国に対する外国資本の投  
下はできる限り自由に認められるべき  
ものであり、届出又は認可の制度は、  
その必要の減少に伴い逐次緩和又は廢  
止されるべきものであります、最近

以上、外資に関する法律の一部を改  
正する法律案の提案理由につきまして  
概略を御説明いたしましたが、何とぞ  
配当金の海外送金を保障することとい  
うたしたのであります。

速かに御審議の上、御賛成せられるよう切望する次第であります。

○委員長(佐々木良作君) ちよつと速  
記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐々木良作君) 速記を開始して……。只今提案理由の説明を承わりましたが、引きまして同法についての条文に即しての、及び提出されておる資料につきましての簡単な御説明を政府委員のほうからお願ひいたしたいと思ひます。

のたび提出いたしました外資に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、条文に即しまして概略御説明いたしたいと存じます。

条文を御覽になつて頂きますとおかれ  
かりのよう、今度の法律は改正法で  
ござりますので、非常に条文だけを読  
みましては理解しにくい形になつて提  
案いたしておりますので、御説明の便  
宜上、別途お配りいたしました「外資  
に関する法律新旧条文対照表」という  
のにつきまして御説明いたしたいと存  
じます。この表におきまして上の段に  
新条文、下の段に旧条文を掲げまして、  
今度の改正法律案によつて改正いたし  
ました条文のみをここに抜萃いたしま  
して、改正になりました条文は棒線を  
引きまして、その点を明らかにいたし  
ましたのでございまして、主としてそ  
の変りました点につきまして御説明い  
たしたいと存じます。その前に只今の  
提案理由の説明で説明がございました  
よろしく説明を申上げておきますと、今  
回の改正は三点、大きく分けまして三  
つの点に分かれると思います。これも  
お手許に配りました「外資に関する法

うのがお配りしてあると思いますが、それ  
大きく分かれまして三点でございまし  
て、第一点は外国投資家の株式取得の  
制限を緩和する点でございます。それ  
が二つに分かれまして新株と旧株につ  
いての取扱を改正いたして、いずれに  
つきましても制限を緩和することにい  
たしております。それから第二  
点は、政府或いは公共団体が外国人  
の所有しております事業や財産を強制  
収用いたしました場合に、晩年の外資  
に関する法律におきましては、補償金  
を海外へ送金することにつきまして、  
送金についての補償の条文を設けたの  
でございますが、この条文がやや手続  
的に不備な点がございますので、これ  
を補おうとする点が第二点でございま  
す。第三点は、これは経過的な問題で  
ありますて、政令五十一号と申しまし  
て、一昨年の三月にできましたボッダ  
ム政令でございますが、これによつて  
当初外国人の株式取得は制限されてお  
つたのが、外資法になりましてこの外  
資法に移して規定されるということにな  
つたのであります。外資法によりま  
して株式の取得を制限されます取得を  
認可された場合におきましては、一定  
の条件下に合致すれば配当金の保障が得  
られるのでございますが、その前の政  
令五十一号時代はその政令によつて認  
可を受けて株式を取得いたしまして  
も、その当時は配当金の送金の保障の  
手段がなかつたわけでございます。と  
ころが、早く外資が投下されたために  
保障が得られないということでは、非  
常に公平の観念に反するとも考えられま  
したので、外資法制定前に入りました  
外資につきまして、もう一度審査をや

当金の保障の途を拓こうというのがこと、第三でございます。

この大きく分けまして三つに分れますが、先ず第一点の株式取得の制限の点は条文といたしましては八条と十二条に関係して参るのであります。八条はどういう条文かと申しますと見出しありますように、認可、許可又は勧告の基準という条文であります。外資委員会又は大蔵大臣が外資法によつて認可の申請がありました場合に、或いは許可の申請がありました場合に、それから行政機関が意見を聞いて参りまして勧告をいたします場合に、どういう基準に従つてやるかという条文であります。一頁に書いてあるところほんと申しますか、積極的な基準と申しますか、こういう場合に、特に許可する、或いは認可するということで、第一号、第二号、第三号とございまして、つまり国際収支の改善に寄与する場合とか、重要産業又は公益事業の発進に寄与する場合とか、従来の技術援助契約の更新又は継続に必要である場合、こういう積極的な基準を掲げております。この点については何ら変りがないわけであります。第二項に参りまして、これは判定の消極的な基準と申しますか、各号に該当する場合に、は、認可、許可をしてはならないといふ条文が設けられておるのであります。この下のほうの欄を御覽願います。この下のほうにはどういうことが規定と現行法でございますが、第一号、第二号、第三号、これは往来通りでございます。この下のほうの欄を御覽願います。まして、四号にはどういうことが規定してあつたかと申しますと、「社債、貸付金債権、株式又は持分の取得の対価」

として本邦通貨を用いる場合に当該本邦通貨が当該取得のために対外支払手段を合法的に交換して得たもの、本邦における正当な事業活動により取得したものその他適法に取得したものでない場合」には許可をしてはならない。つまり外国人が日本の社債に投資したり、日本の法人に貸付けをいたしましたり、日本の株式に投資するという場合に、その投資に使います四貨がどういった性質の円貨であるか、どういうところから来て、獲得した円貨であるかという点につきまして、この四号があらわるわけでありまして、その円貨は、例えばアメリカ人でありますれば合法的に外貨を送つて参りまして正當な三百六十円のレートで交換して、その円を使つて投資した場合でなければならぬとい、それから又日本におきまして事業活動がいろいろ許されておるわけでありますと、その事業活動の遂行の過程において合法的に円を獲得した場合、その円で以て投資しなければならぬい、その他適法に取得したものでなければならない。つまり儲で稼いだ円を使つて投資するといったような場合に、は認可をしてはならない、こういうふうに書いてあつたわけであります。ところが、今度株式の取得の制限を緩和いたしました。

認可してはならない。第一は当該法人の財産の増加をもたらすものである場合、これは非常にわかりにくい言葉が使つてあります。が、簡単に申せば新株会、従いまして会社が新設されました際に発行されます株、それから会社が増資をいたしました際に発行される增资株、大体この二つになるわけであります。そういうふうに株につきまして外国人が認可を受けて取得できるものは、第一には新株でなければならぬ。第二号は、原則は今申しましたように新株でなければなりませんが、第二号に例外的に規定されておりまして、当該法人の財産の増加をもたらさないものである場合においては、つまり旧株、すでに発行されております既存の株につきまして、当該法人がその株を取得しますことが、外国投資家の投資計画の一部であり、且つその取得の対価たる本邦通貨が当該取得のために对外支払手段を合法的に交換して得たものである場合、つまり旧株の場合に外国投資家が株を取るだけではないので、外国投資家が更に広い大きな投資計画を持つておつて、その一環として既存の会社の支配権に対し、経営に参加するため旧株を取る必要があり得ますので、そういう場合であつて、且つその株を買いました田貨は常に外貨を送金して参りまして、合法的なレートで交換した田貨で以て買わなければならぬ。旧株についてはこいう二つの要件を満たす必要があるということになつておつたのであります。この点につきまして先ほど要綱の

第一において申しましたように、今度取扱が変りまして、新株につきましては、今この第十二条で説明したように、認可を得て取得することになつておきましたのを、今度は事後の届出で認可は要らなくすることにいたしたのあります。と同時に旧株につきましては、只今申しましたような認可に際して、要件が二つあつたうちの最初のほうの要件つまり外国投資家の投資計画の一部でなければならないという要件は外しまして、後の要件、つまり外貨を送つて参りまして、それを会法的に交換した田貨で取得したものである場合には認可しても差支えない。これは依然として認可にはかつておりますが、認可の規準を緩和いたしまして、外貨を送つて来て獲得する場合には認可してもいいということに變ることにいたしたのであります。一応この第十二条の条文は削除いたしまして、結局この第十二条の第二号が今度は一番最初の第八条の一般的な認可、許可の規準の第四号として設けられて、ことになつたのであります。この三頁の上の段の四号に今申しました関係が出て参るわけでございます。従いまして從来の第四号は、社債、貸付金債権、株式又は持分の四つについての規準になつておりますものを、この四号を構わないということを、別に四号として規定いたしたわけであります。

の届出でいいということに変りまして、条文で書き変えましたのは十一条でございます。十一条の下の段は今までの規定では、第二項で事前届出を要する場合が認められる。然らば第二項でどういう場合は届出をするかと、いふことを規定いたしまして、それは先ず第一に五頁の最後の行にありますように「適法に所有する株式又は持分に対し新たに割り当てられた株式又は持分」つまりで合法的に確保しております。それに対して増資がありまして、それに新株の割当があつた場合、それから第二号に「他の外国投資家から譲り受けた株式又は持分」、外国投資家相互間の移転の場合、この二つの場合は届出でいい、但し配当金の送金を保障して欲しいということには認可が必要る、こういう立て方に従つておるのでござります。それが今回、上の段に参りまして、第十一条の第一項のほうで、事後届出で以て確保し得る株式以外は認可が必要るとあります。それで事後届出だけでも株が持てるか、という規定を置いたのでございまして、それが今まででは増資の割当新株だけでありましたのを、五頁の最後の行に書いてありますように、その取得が当該法人の財産の増加をもたらす場合と書いてあります。割当新株に限らず資産の増加をもたらす新株はすべて事後の届出でよろしい。第二号の外国人相互間の移転の場合、これも届出でよろしい。以上が要綱の第一点に関する

書いてあるのであります。八頁に棒線で定めるところにより、その旨及び政令で定める事項を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない」ということで、先ほどどういう財産が幾らで以て買収されたかというような事柄を大蔵大臣に書面で出す。第二項

に参りまして「大蔵大臣は、前項の規定による書面の提出があつたときは、直ちに当該書面に記載された対価に相当する金額の外国へ向けた支払に必要な外貨資金に関する資料を閣僚審議会に提出しなければならない。」外国為替予算を組む責任者である閣僚審議会は、前項の規定による資料の提出があつたときには、当該資料に記載された対価に相当に基づいて資料を出す。その資料に基きまして三項で、「閣僚審議会は、前項の規定による資料の提出があつたときには、当該資料に記載された対価に相当する金額の外国へ向けた支払を確保するため当該対価の受領の日から一年を経過する日まで必要な資金を外国為替予算に計上しなければならない。」この点は従来の規定と同じようでありまして、一年の期間を限りまして閣僚審議会が外國為替予算に計上することにいたしたのであります。それが第二の改正点であります。

は、つまり政令五十一号、ボツダム政令でございます。外資法ができます前は、この政令によつて株式取得の認可が必要であることになつております。で、この政令によつて外資委員会が認可したのが一つ。それから「前項の規定により第十一条第一項の規定による認可の申請があつたものとみなされて同項の規定に基いてなされた認可」これはほんの付け足しで非常にわかりにくい条文で余り重要なことはないのですが、前項の規定といふのはその十二頁の三項を指しておるのであります、つまりこれは外資法ができます前に外国人の財産取得に関する政令で、株式の取得をしようとしたものに認可書を出しておつて、それがまだ決済が、処理が終らないうち外資法ができ上つて、そらしてその認可を今度新らしい外資法で認可したというものの、こういう場合がなきにしまもあらずで、現実にあるのであります。その場合のことを指しておるわけであります。これも勿論その前に申請書が出ておりますので、配当金の保障がつかないのです。こういうふうな一号、二号の認可を受けて取得しまして株式については、先ず六ヶ月以内にいろいろな様式等は外資委員会規則で、これから定めるのですが、それに従つて六ヶ月以内に改めて指定の申請をして頂きます。そして今度、先ほど來御説明いたしました第八条のほうの基準と照し合せまして、そうしてこれが適当だ、将来の配当金の保障をしていいというふうに考えました。場合には、外資委員会が指定するわけになります。そうするとその指定をいたしました日以後に支払われます配当

よりまして配当金の保障をしようとうのが、この規定ですが、それから別途の制限をせられずに、自動的に送金することができる。こういうことを四頁の第五項にはいろいろな準用規定を設けまして、同時に読替えの規定を設けました。これは今度行います指定一般の認可について適用される規定を、そうでなくして今後新たに出て参りました申請を認可いたします場合と、大体同様の基準によつてやるために、この指定という政府の行政行為にも準用しようというのであります。例えば今度新らしく指定します場合には、配当金を保障するにつきましては必ず外貨又は同等の価値のあるものを持つて来て、投資した場合でなければならぬい、日本の国内の円で以て投資した場合には送金の保障はないといふのが、この外資法の第十五条第二項にござりますが、例えはそういう規定をやはり指定の際にも準用しようというためには設けました規定でございます。

資導入として意味のあるようなものの大さきなものを作成いたしますが、外資令五十一号に基き外貨又はこれと同種の価値あるものにより取得した株式、これを特に掲げましたわけは、先ほど御説明いたしました最後の第三点の政令五十一号で、外貨又はこれと同種の価値あるものを持つて来て取得した株式で、認可を受けたものは今度六ヶ月以内に申請して、外資委員会が指定しますれば将来の配当金の外貨送金が保障されるわけであります。これに該当し得る、つまり指定され得るケースがどれくらいあるかということを示すために掲げましたので、これが全体で十五件、株の代金にしまして八千五百円ぐらゐのものがあるわけであります。そのうちから申請を取りまして、指定をして将来の配当を保障するということになるわけであります。

は、非常にわかりにくく表になつておられます。この表は、これまでの横書の分は、従来の実績が、毎月事務局において作つておりますが、今の横書の分は、従来の実績が、金額的に累計が出ておりませんので、それを御覧願うために出しておいたのであります。この表は、二月中の審議状況を書いておりますが、この中には累計という数字が出ておりますが、この中には累計という数字が出ておりますが、この累計の欄を御覧願えれば、最初から二月末までの数字が全部おわかりになるのであります。

○兼岩傳一君 何頁ですか、累計は……

○政府委員賀屋正雄君 その表に全部累計という欄が設けてござります。例えば第一頁で認可の件数といたしまして、これが二つに分れて当月と累計として、これが二つに分れて当月と累計といふことになつております。技術援助計画については件数が二十一件になつております。これが外資委員会がでつきましてから二月末までに認可をいたしました全体の数字になるわけになります。株式につきましては六十五件、これは件数であります、金額は、一枚おいてその次の表を御覧願いますと、別表I-bという株式及び持分取得の明細表というところにありますように、この外資委員会で認可いたしました金額は、当月が九千八百万円、それから累計のところに十億三千五百万円といふように出ております。株につきましては、例えばこちらに住んでおります外人で、が極く僅か資産保全的な意味で百株、二百株持ちますような場合と、そうで

なくて経営に参加いたしますためにおつような、いわゆる外資導入らしき行為であります。それを二つに分けまして、前一と、こう二つに分かれるわけでもあります。者を単純な資産投資、後者を経営参加的投資と、こう分けてあります、累計金額を別けております。それから販売株の払込なり、取得のために用いまして、た円貨がどういうものであるかといふ観点から分けまして、外貨を持つて来たものと、それから現物を送つて来て、それを売つてその代金で払込んだ場合、或いはパテントだとかノーハウといふようなものを直接現物出資した場合、それから第三番目には日本で稼きました、獲得しました円貨で取得した場合、この三つに分けておりります。その下のほうの表には外資法ができるまで稼きました前の政令五十一号、外国人の財産取得に関する政令で取得しました供給の明細が表に出ております。それからもう一つ、外資委員会では外国人の事業活動についての許可の事務を行なっていますのであります。同時に又各行政官庁が外国人の事業活動を許可する場合に、外資委員会の意見を聞いて参考としておるのであります。この二つのケースについて、一と二に分けまして、一のほうは主務官庁が許可その他の処分をするに当つて外資委員会に付議した案件は、業種が限られておりまして、そこにありますように商業、保険業、運送業、電気業、ガラス業等に限られております。そのおのの数字がやはり累計のところで御覽になりますと、最初から二月末までの件数が出て参つております。それから第二のほうは、今度は章見を述べるだけではなくして、外資委員会

員会からすからぬ障壁として許さず  
場合、これも業種が限られておりま  
す。そこにありますように、保険業、運  
送業、通信業、弁護士業、弁理士業、公認  
会計士業、医師、歯科医師、薬剤士業、要  
資格専門業、要資格専門業と言います  
のは大部分がいわゆる顧問業、ビジネ  
ス・コンサルタントとか、テクニカ  
ル・コンサルタント、技術顧問業、そ  
ういったものが大部分でございます。  
その累計の件数が出ております。  
それからその次の表は、五頁の表  
は財産取得に関するもので、土地、工  
場、事業場その他の不動産とか、その他  
の権利、これの認可をいたす仕事がや  
はり外資委員会にございますので、そ  
れをどの程度やつたかという数字が出  
ております。大体資料につきましての  
御説明はそのくらいでござります。







つては都道府県又は道若しくは二以上の都府県の区域にわたつて基本調査、土地分類調査又は水調査に類する調査を行ふ者に、都道府県にあつては市町村又は土地改良区等に、市町村にあつては土地改良区等に、それぞれ當該国土調査の実施を委託することができる。

**第三章 土地調査審議会及び都道府県国土調査委員会**

(國土調査審議会の設置)

第十一条 経済安定本部に、国土調査審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会への諮問事項等)

第十二条 総裁は、左に掲げる事項について、審議会の調査審議を経なければならぬ。

第一 第三条第一項の規定による基礎計画の設定及び第四条第二項の規定による実施計画の承認

第二 第三条第二項の規定による作業規程の準則の設定

第三 第五条第五項(第八条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定による承認

四 第十九条第二項の規定による国土調査の成果の認証及び同条第三項の規定による承認

五 第十九条第五項の規定による国土調査以外の測量及び調査について作成された地図及び簿冊の国土調査の成果としての指定並びに同条第六項の規定による承認

六 審議会は、必要に応じて、国土調査に關し、総裁に勧告し、及び総裁を通じて関係各行政機関の

長に意見を申し出ることができ

査相互間の調整を図り、及び国が行う国土調査の実施に協力すること。

**第十三条 審議会は、経済安定本部総務長官及び委員三十人以内で組織する。**

2 委員は、関係行政機関の職員及び国土調査に関し学識経験を有する者のうちから、総裁が任命する。

3 学識経験を有する者の中から任命された委員の任期は、二年とする。但し、再任されることを妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 経済安定本部総務長官は、会長として会務を總理し、及び審議会を代表する。

6 前各項に定めるものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県国土調査委員会の設置)

第十四条 都道府県は、その区域内において国土調査が実施される場合においては、都道府県国土調査委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

(所掌事務)

第一 第十五条 委員会は、当該都道府県の区域内における左に掲げる事務をつかさどる。

一 第六条第三項の規定による指定期又は勧告若しくは助言をすること。

二 第十九条第二項の規定により国土調査の成果を認証するこ

と。

**第五 國土調査について普及及び宣伝を行うこと。**

四 國土調査に関する職員の養成及び研修を行うこと。

五 國土調査について普及及び宣伝を行うこと。

(委員会の組織及び運営)

第十六条 委員会は、都道府県知事、当該都道府県の区域内における市及び町村の長を代表する委員二人並びに関係行政機関の職員及び国土調査に関し学識経験を有する者の中から都道府県知事が任命する委員八人をもつて組織する。

2 学識経験を有する者の中から任命された委員の任期は、二年とする。但し、再任されることを妨げない。

3 前項の規定による申出があつた場合においては、当該国土調査を行つた者は、その申出に係る事實があると認めたときは、遅滞なく、当該地図及び簿冊を修正しなければならない。

4 都道府県は、学識経験を有する者の中から任命された委員に対し、報酬を支給しなければならない。

5 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

6 委員会の事務は、当該都道府県において処理する。

7 前各項に定めるものを除く外、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(地図及び簿冊の閲覧)

第十七条 国土調査を行つた者は、その結果に基いて地図及び簿冊を作成した場合においては、遅滞なく、その前条の規定により送付した地図及

く、その旨を公告し、当該国土調査が行われた市町村の事務所において、その公告の日から二十日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定により一般の閲覧に供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤差があると認める者は、同項の期間内に、当該国土調査を行つた者に対して、その旨を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出があつた場合においては、当該国土調査を行つた者は、その申出に係る事實があると認めたときは、遅滞なく、当該地図及び簿冊を修正しなければならない。

4 総裁、主務大臣又は委員会は、前項の規定による請求を受けた場合においては、当該請求に係る国土調査の成果の審査の結果に基いて、その成果に測量若しくは調査上の誤差は政令で定める限度以上に誤差がある場合を除く外、その誤差がある場合を除く外、その結果を認証しなければならない。

5 総裁、主務大臣又は委員会は、前項の規定により国土調査の成果を認証する場合においては、政令で定める手続により、あらかじめ、それぞれ総裁又は主務大臣の承認を得なければならない。

6 総裁、主務大臣又は委員会は、第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手續により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、総裁又は主務大臣は、これら地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査と同一の効果があるもの

(成果の認証)

第十九条 国土調査を行つた者は、その結果に基いて地図及び簿冊を作成した場合においては、遅滞なく、その前条の規定により送付した地図及





受け取った株式又は持分で、外資委員会規則で定めるところにより、この規定の施行の日から六月以内に行われた申請に基いて外資委員会が指定したものに係る配当金(その指定の日以後に支払われるものに限る)の外国へ向けた支払は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により認められたものとする。但し、外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならぬ。

## 5

一 外国人の財産取得に関する政令の規定に基づく認可

二 前項の規定により第十二条第一項の規定による認可の申請があつたものとみなされて同項の規定に基づいてされた認可

三 第八条第一項及び第二項並びに第十四条及び第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第八条第一項若しくは第十四条中「認可又は許可」又は「認可」とあるのは「指定」と、第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第四項」と読み替えるものとする。

**附 則**  
この法律は、公布の日から施行する。

三月十六日本委員会に左の事件を付託された。  
一、外国為替管理委員会設置法の一  
部を改正する法律案

三月十六日本委員会に左の事件を付託された。  
一、外国為替管理委員会設置法の一  
部を改正する法律案

外資委員会設置法の一  
部を改正する法律案

外資委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第一号を第二号として、以降の号子つ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

二 外國為替の取引及びこれに連する外貨貿易の取引の手続について、この条に規定する委員会の目的を達成するために必要な調整を行うこと。

三 第四条中第八号から第十号までを次のように改める。

四 第一条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

五 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

六 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

七 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

八 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、及び外貨資金の取引及びこれに連する外貨貿易の取引の手続について他の行政機関と協議し、又は他の行政機関から協議を受けること。

九 外貨資金の外貨為替資金特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び同特別会計の外貨為替資金を運用すること。

十 外國為替及び外貨貿易管理法(これに基く命令を含む)の実施に関する外貨為替銀行その他の関係金融機関を監督すること。

**附 則**  
この法律は、昭和二十六年四月一日を以て施行する。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

外貨為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の一部を次のように改める。

一 第一条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

二 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

四 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

五 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

六 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

七 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

八 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

九 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

十 第二条第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

**附 則**  
この法律は、昭和二十七年四月一日を以て施行する。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

審議会は、經濟安定本部總裁の諮問に応じ、經濟安定本部總裁が前条の規定により定める方策に関して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。	1 この法律は、公布の日から施行する。
審議会は、經濟安定本部總裁の諮問に応じ、經濟安定本部總裁が前条の規定により定める方策に関して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。	2 経濟安定本部設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を改める。
審議会は、經濟安定本部總裁の諮問に応じ、經濟安定本部總裁が前条の規定により定める方策に関して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。	3 第十五条第一項の表中

審議会は、經濟安定本部總裁の諮問に応じ、經濟安定本部總裁が前条の規定により定める方策に関して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。	1 この法律は、公布の日から施行する。
審議会は、經濟安定本部總裁の諮問に応じ、經濟安定本部總裁が前条の規定により定める方策に関して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。	2 経濟安定本部設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を改める。
審議会は、經濟安定本部總裁の諮問に応じ、經濟安定本部總裁が前条の規定により定める方策に関して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。	3 第十五条第一項の表中

に

昭和二十六年四月七日印刷

昭和二十六年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所